

〇三条市高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

平成24年 3月26日

告示第217号

改正 平成25年12月18日告示第560号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、市が診断士を派遣し、高齢者等の居住する木造住宅の耐震診断を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 新潟県、新潟県耐震改修促進協議会、一般社団法人新潟県建築士事務所協会、一般財団法人日本建築防災協会若しくは公益社団法人新潟県建築士会による木造住宅の耐震診断と補強方法に係る講習会を受講し、その修了証の交付を受けた者又はそれに準ずる資格等を有する者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき同指針の一部と同等以上の効力を有する方法として国土交通大臣が認めた一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、診断士が行う診断をいう。
- (3) 高齢者等住宅 一戸建て住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 65歳以上の高齢者のみが居住する住宅
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が居住する住宅
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者が居住する住宅
 - エ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受け、障害の程度欄にAと表示されている者が居住する住宅

(派遣の対象住宅)

第3条 診断士の派遣の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に所在する高齢者等住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること。
- (2) 住宅の所有者が自ら居住していること。
- (3) 地上3階建て以下の住宅であること。
- (4) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築

基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法以外で建築された住宅であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による耐震診断を受けたことがある住宅又は他の補助制度により耐震診断に係る補助金の交付を受けたことがある住宅は、対象住宅としないものとする。

(耐震診断等の費用)

第4条 診断士の派遣及び耐震診断に要する費用(以下「耐震診断等の費用」という。)は、市が負担するものとする。

(派遣の申請)

第5条 診断士の派遣を受けようとする対象住宅の所有者(以下「申請者」という。)は、診断士派遣申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象住宅の登記事項証明書の写しその他の対象住宅であることを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに診断士を派遣するかどうかを決定し、派遣すべき場合にあっては診断士派遣決定通知書(様式第2号)により、派遣しない場合にあっては診断士の派遣を行わない旨の通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(派遣の中止)

第7条 派遣対象者は、やむを得ない事由により派遣の決定後に耐震診断の実施を中止するときは、速やかに耐震診断中止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定の取消し)

第8条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し、診断士派遣決定取消通知書(様式第5号)により派遣対象者に通知するものとする。

(中止等の耐震診断費の請求)

第9条 市長は、前条の規定により診断士の派遣の決定の取消しをした場合において、耐震診断が既に行われていたときは、第4条の規定にかかわらず、期限を定めて耐震診断等の費用を派遣対象者に請求することができる。

(耐震診断の結果の報告等)

第10条 診断士は、対象住宅の耐震診断が完了したときは、速やかに耐震診断の結果を報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、耐震診断の結果の報告を受けたときは、内容を審査し、耐震診断結

果通知書（様式第6号）により、派遣対象者に通知するものとする。

3 診断士は耐震診断の内容及び結果について、派遣対象者に説明するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第11条 市長は、耐震診断の結果に基づき、派遣対象者に対して、住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月告示第560号）

この要綱は、告示の日から施行する。